

DVかな?と思ったら

まずはお電話ください



#### DV相談ナビ

●中央配偶者暴力相談支援センターに  
自動転送されます **#8008** (はれれば)

#### 配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）

●月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)  
中央配偶者暴力相談支援センター（山形県女性相談支援センター） ☎023-627-1196  
村山配偶者暴力相談支援センター（山形県村山総合支庁生活福祉課） ☎0237-86-8212  
最上配偶者暴力相談支援センター（山形県最上総合支庁子ども家庭支援課） ☎0233-29-1274  
置賜配偶者暴力相談支援センター（山形県置賜総合支庁子ども家庭支援課） ☎0238-26-6027  
庄内配偶者暴力相談支援センター（山形県庄内総合支庁子ども家庭支援課） ☎0235-66-4759

#### DV相談プラス

●電話・メール 24時間受付 ☎0120-279-889  
●チャット 12:00～22:00



#### 子ども女性電話相談（山形県福祉相談センター）

●毎日 8:30～22:00 (年末年始を除く) ☎023-642-2340

#### 県男女共同参画センター「チェリア」

●月～木・土 9:00～17:00 ☎023-629-8007  
●金・日・祝日 13:00～17:00 (第1・3・5月曜日、第3日曜日、年末年始を除く)

#### 男性ほっとライン

●毎月第1・第2・第3水曜日 ☎023-646-1181  
19:00～21:00 (年末年始を除く)

#### 市町村担当課（福祉課等）

●各担当窓口へお問い合わせください

#### 警察安全相談

●24時間受付 #9110または ☎023-642-9110

#### 女性の人権ホットライン（山形地方検察局人権擁護課）

●月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) ☎0570-070-810

#### 法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

●月～金 9:00～21:00 ☎0570-079714  
●土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)

#### よりそいホットライン（（一社）社会的包摂サポートセンター）

●24時間受付 ☎0120-279-338

#### べにサボやまがた（やまがた性暴力被害者サポートセンター）

●月～金 10:00～19:00 (祝日、年末年始を除く) ☎023-665-0500  
上記以外の時間は、国のコールセンターで24時間365日相談受付  
【全国共通短縮ダイヤル #8891 (はやくワンストップ)】

！ 生命の危険を感じた時は **110番へ**

山形県しあわせ子育て応援部  
子ども家庭福祉課/多様性・女性若者活躍課  
〒990-8570 山形市松波2-8-1



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

R6.3月発行

ひとりで悩まないで



あなたは  
配偶者や恋人から  
大切にされて  
いますか？



「パープルリボン」は、  
女性に対する暴力根絶の、  
シンボルマークです。

山形県

山形県人権啓発活動ネットワーク協議会

DV(=Domestic Violence)ってなに？

一般的に、配偶者や恋人など親密な  
関係にある人からの暴力のことをいいます。  
DVには、さまざまな暴力があります。

#### 身体的

- 殴る、ける
- 突きとばす
- 物を投げつける
- 髪の毛をひっぱる
- 首をしめる

#### 精神的

- 大声でどなる
- 馬鹿にする
- 無視する
- 殴るふりをして脅す
- 殺す、自殺する等脅す

#### 経済的

- 生活費を渡さない
- 金銭的な自由を与えない
- 外で働くことを許さない
- 借金をさせる

#### 性的

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 無理やりポルノなど  
を見せる
- 中絶を強要する

#### 社会的

- 交友関係を制限する
- 行動や服装をチェックし  
たり指示したりする
- 電話やメールを監視する
- SNS等で誹謗中傷する

#### 子どもを 巻き込む

- 子どもに悪口を吹き込む
- 子どもを取り上げると脅す
- 子どもの前で暴力をふるう

※子どもの目の前でされるDVは、子どもへの心理的虐待にもなります。

これらはすべて暴力です。  
どんな事情があっても、  
暴力は許されるものではありません。

デートDVとは？

DVのなかでも、結婚していない  
恋人同士の間で起こるDVを  
「デートDV」と呼んでいます。

これらは全て  
DV・デートDVにつながります

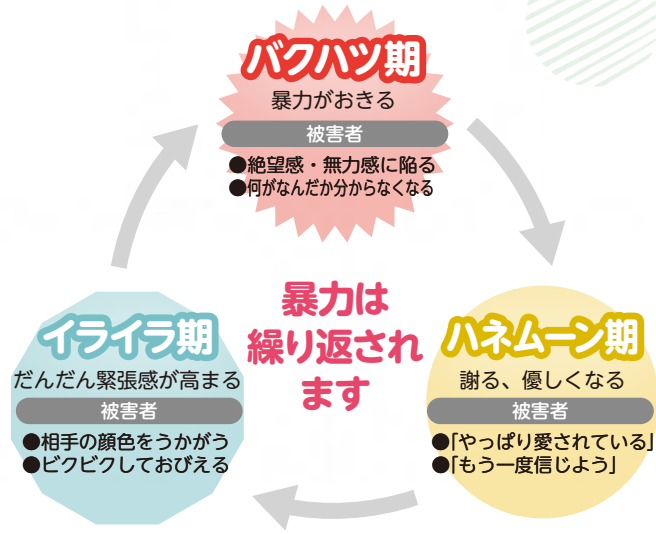
心当たりはありませんか？

- ☐ いつも自分が優先されないと不機嫌になる
- ☐ どこへ行くか、何を着るかなどを指示する
- ☐ 友だちと会うのを嫌がる、やめさせる
- ☐ スマホをチェックする
- ☐ 頻繁にメッセージがきてすぐ返信しないと怒る
- ☐ 別れ話になると「自殺する」と脅す
- ☐ デートのお金をまったく払わない
- ☐ 望まない性的な行為を強制する
- ☐ 嫌がっているのに下着姿や裸を撮影する、  
写真を送るよう命令する

DVの被害者は  
女性だけではなく。  
男性に対するこれらの  
行為もDVになります。



## 暴力の特徴



## DVがあたえる影響

暴力はあなたと子どもを深く傷つけます。  
知らない間にコントロールされています。

### あなたの心と身体にあたえる影響

- 暴力をふるわれるのは自分のせいだと思いませんか？
- 気分が沈んで無気力になっていませんか？
- いつも相手を怒らせないようにふるまっていますか？
- ちょっとした物音や人影に驚くことはありませんか？
- 不眠、頭痛や吐き気、ケガに苦しんでいませんか？
- 望まない妊娠や中絶で困ったことはありませんか？

### あなたの子どもにあたえる影響

- いつも親の顔色をうかがいビクビクしていませんか？
- 情緒が不安定で、イライラしていませんか？
- 夜泣きが多くありませんか？
- 保育園や学校等で乱暴な行動をしていませんか？

# DV防止法があなたを守ります

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」は、  
配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための法律です。  
改正DV防止法が令和6年4月1日に施行され、  
精神的暴力を受けて重篤な精神的被害を受けた場合にも  
保護命令を申し立てることができるようになりました。

## DV防止法の対象は

### 配偶者

男性、女性を問いません。  
事実婚や元配偶者\*も含まれます。  
※離婚前に暴力等を受け、離婚後も引き続き暴力等を受ける場合

### 生活の本拠を 共にする 交際相手\*

元交際相手\*（生活の本拠と共にする関係を  
解消し、引き続き暴力等を受ける場合）  
も含まれます。  
※婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない者は除きます。

## 配偶者等を引き離してほしいときは

身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉又は財産に対する脅迫を受けており、更なる身体に対する暴力又は生命、身体、自由等に対する脅迫により生命・心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所に申し立てると配偶者等に対し保護命令（接近禁止命令）が出されます。  
※退去等命令は一部要件が異なります。

## 保護命令は次の種類があります

### 被害者への 接近禁止命令

被害者の身辺につきまといたり、住居、勤務先などの付近をはいかいすることを禁止  
●期間：1年間

### 被害者の子 または親族等への 接近禁止命令

被害者の子\*または親族など\*の身辺につきまといたり、その住居、学校、勤務先などの付近をはいかいすることを禁止  
●期間：被害者への接近禁止命令が発令されている間

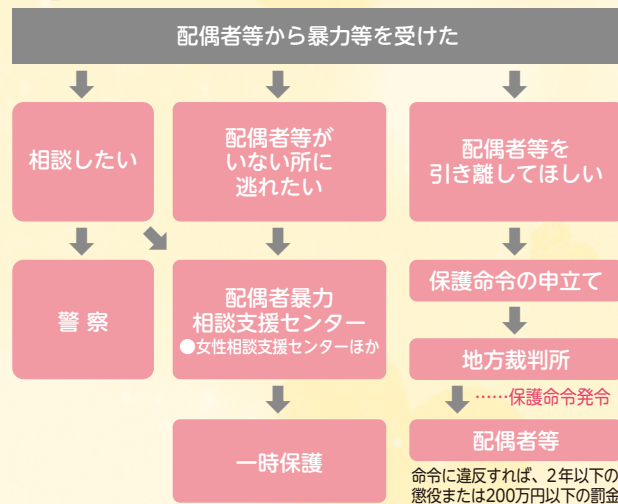
### 被害者または 被害者の子への 電話等禁止命令

被害者または被害者の子に対する一定の電話・電子メール・SNS等・電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得などの禁止  
●期間：被害者への接近禁止命令が発令されている間

### 退去等命令

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、その住居の付近をはいかいすることを禁止  
●期間：原則2か月間（住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合は、申立てにより6か月間）

## 被害者支援の流れ



※DVによるケガの場合も通常の健康保険で受診できます。  
(不明な場合は最寄りのDV相談支援センターにご相談ください。)

## あなたが相談を受けたとき

DVは当事者だけの問題ではありません。  
社会全体で解決していきましょう。

あなたが相談を受けたり、  
身の回りでDVを耳にしたときは

- まず、話を十分きいてあげましょう。
- 「殴られてもいい人なんていないのよ。自分を責めないで」と声をかけましょう。
- 相談機関に相談するようすすめてあげましょう。

さらに傷つけるおそれがあるので、  
言ってはいけないこと

- 殴るからにはそれなりの理由があるんじゃないの。
- どうして……しなかったの。

### 緊急避難したいとき

暴力から逃れたいけれども、身を寄せる場所がない場合は、DV被害者とその子ども等が、  
緊急時に無料で利用できる公的な  
避難所があります。

まずは#8008(はれれば)へお電話ください。

※ 子：被害者と同居する未成年の子ども  
親族等：被害者の親族その他社会生活において密接な関係を有する者